

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、和泉市環境基本条例（平成11年和泉市条例第23号）の基本理念にのっとり、公害の防止その他の生活環境の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 公害を防止する等大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるもの除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (4) 土砂等 土、砂、石その他これらに類する物をいい、廃棄物を除くものとする。
- (5) 埋立て等 埋立て区域外で採取された土砂等を搬入して行う土地の埋立て及び盛土行為をいう。
- (6) 埋立て区域 土砂等による埋立て等に供される土地の範囲をいう。
- (7) 埋立て事業区域 埋立て区域と埋立て等に供する施設（進入路、現場事務所、保安地帯等をいう。）とをあわせた全体の区域をいう。
- (8) 排出事業者 残土が発生する工事を施工する者をいう。

第2章 生活環境の保全等に関する施策

(公害に係る苦情の処理)

第3条 市長は、公害に関する苦情の処理の体制を整備し、及び大阪府知事その他の行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

(協定の締結)

第4条 市長は、生活環境の保全等のため必要があると認めるときは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）を設置又は管理する者（以下「工場等の設置者」という。）との間に生活環境の保全等に関する協定を締結しなければならない。

(この条例の予想しない環境破壊に対する措置)

第5条 市長は、この条例の予想しない物質、作業等の原因によって生じた環境破壊が、人の健康若しくは生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において特別の措置を採る必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対しその事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第3章 公害の防止

第1節 工場等における規制

(規制基準の遵守)

第6条 工場等の設置者は、当該工場等から公害の原因となる物質等(関係法令で定める事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度を超える公害の原因となる物質等をいう。)を発生、排出又は飛散させてはならない。

(事前協議)

第7条 工場等の設置者は、関係法令に定められた特定施設、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、井戸、届出施設、揚水施設(以下「特定施設等」という。)を設置し、又は変更するための許可申請又は届出の手続きを行おうとする場合は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 工場等の設置者は、特定施設等以外の施設等であって規則で定めるものを設置し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

3 市長は、前2項の協議において、特に必要があると認めるときは、工場等の設置者に対し公開による説明会の開催を求めることができる。

4 工場等の設置者は、第1項及び第2項において成立した協議事項を遵守しなければならない。

(違反時の設置)

第8条 市長は、前条第4項の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して直ちに協議事項を遵守すべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第2節 建設工事等における規制

(建設工事業者の義務)

第9条 建設工事等を行おうとする者は、生活環境の保全等に支障が生じないよう適切な措置を採らなければならない。

(違反時の措置)

第10条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して直ちにその事態を除去するために必要な措置を採るべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第3節 静穏の保持

(静穏の保持義務)

第11条 何人も、付近の静穏を害する騒音等を発生させないように努めなければならない。

2 音響機器等を使用し営業する者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業場における音響機器音、人声等による騒音を屋外において又は屋内から屋外へ発生させることにより付近の静穏を害してはならない。

(違反時の措置)

第12条 市長は、前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して行為の停止その他必要な措置を採るべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第4節 水環境の保全

(生活排水対策の徹底)

第13条 何人も、河川等の水質の保全に努めるとともに、生活排水による水質への影響を軽減するため、積極的に生活排水対策の実践に努めるものとする。

(浄化槽の管理)

第14条 浄化槽の所有者は、常に適正な管理を行い、河川等を汚濁しないよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して施設の改善その他必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。

第5節 大気環境の保全

(屋外燃焼行為の禁止)

第15条 何人も、廃油、廃液、ゴム、いおう、合成樹脂、皮革、ピッチその他規則で定める物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第1項第7号に規定する焼却施設をいう。)の使用その他大気汚染又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

(違反時の措置)

第16条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して行為の停止その他必要な措置を採るべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第4章 生活環境の保全

第1節 自動車の使用者の義務

(放置及び違法駐車防止等)

第17条 市長は、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)への自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)の放置及び違法な駐車防止に関し、市民意識の啓発その他の必要な施策の策定及び実施に努めるとともに、道路に自動

車を放置し、又は違法な駐車をした者に対して自ら除去し、又は移動すべき旨を指導し、又は勧告することができる。

(違法駐車防止重点地域の指定等)

第18条 市長は、自動車の違法な駐車が著しく多いため市民の日常生活及び一般交通に支障が生じていると認める場合には、当該地域を違法駐車防止重点地域として指定することができる。

2 市長は、違法駐車防止重点地域の指定を行おうとするときは、当該地域の住民の意見を聴くとともに関係機関と協議するものとし、指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、違法駐車防止重点地域の区域変更及び指定解除について準用する。

第2節 土砂等の処理

(許可)

第19条 土地の埋立て等を行おうとする者は、埋立て事業区域ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 埋立て区域の計画面積が500平方メートル未満である埋立て等であって、かつ、埋立て区域における埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満のもの

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う土地の埋立て等で、あらかじめ市長に届け出たもの

(3) 法令等の規定による許可その他これに相当する手続きを経て行う行為のうち規則に定めるもので、あらかじめ市長に届け出た土地の埋立て等

(4) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(許可の申請)

第20条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を市長に提出しなければならない。

2 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て事業区域内の土地の所有者(以下「土地所有者」という。)に対し、事業の内容を説明し、当該埋立て等の同意を文書により得なければならない。

(許可の基準)

第21条 市長は、第19条の許可の申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 埋立て事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障がないこと。

(2) 埋立て等の施工に関する計画が規則で定める構造上の基準に適合していること。

(3) 埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。

(4) 前条第2項の同意を得ていること。

(5) 申請者が次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第32条又は第33条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第31条第1項又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

ウ 第31条第4項の規定により埋立て等の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

エ 埋立て等の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

(6) 当該申請に係る埋立て等の期間が3年以内の期間であること。

(変更の許可等)

第22条 第19条の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更して埋立て等を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときはこの限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第19条の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、前条第6号中「3年」とあるのは、「1年」とする。

(許可の条件)

第23条 市長は、第19条及び前条の許可について、環境保全及び災害防止上必要な条件を付することができる。

(埋立て行為者の責務)

第24条 埋立て行為者は、埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう努めなければならない。

2 埋立て行為者は、埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者の責務)

第25条 土地所有者は、埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当

該埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある埋立て行為者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(排出事業者の責務)

第26条 排出事業者は、安全基準に適合しない土砂等を埋立て等の用に供してはならない。

(関係者への事前説明)

第27条 第19条の許可を受けようとする者は、当該埋立て区域の周辺関係者に対して、当該埋立て等に係る工事の概要を事前に説明し、協議を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(標識の掲示)

第28条 第19条の許可を受けた者は、当該埋立て事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て等の工事を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の標識を掲示した者は、第30条第1項の規定により許可を取り消され、又は当該埋立て等に係る工事を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

(埋立て等の廃止等)

第29条 埋立て行為者は、当該許可に係る埋立て等を廃止し、又は中止しようとするときは、当該埋立て等の廃止又は中止後の当該埋立て等による土壌の汚染及び当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 埋立て行為者は、当該埋立て等を廃止し、又は中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第19条及び第22条第1項の許可は、その効力を失う。

(埋立て等の完了)

第30条 埋立て行為者は、当該許可に係る埋立て等を完了したときは、当該埋立て等完了後の当該埋立て等による土壌の汚染及び当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 埋立て行為者は、当該埋立て等を完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第31条 市長は、第19条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同条の

許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第 1 9 条又は第 2 2 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (2) 第 1 9 条の許可を受けた日から起算して 3 年を経過する日までに当該埋立て等に係る工事に着手していないとき。
- (3) 第 1 9 条の許可を受け、埋立て等に係る工事に着手した日後 1 年以上引き続き当該埋立て等を行っていないとき。
- (4) 第 2 3 条の条件に違反したとき。
- (5) 第 2 2 条第 1 項の規定に違反して、許可に係る事項を変更したとき。

2 市長は、第 2 2 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して 1 年を経過する日までに当該許可に係る変更後の工事に着手せず、又は当該許可に係る変更後の工事に着手した日後 1 年以上引き続き当該工事を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 市長は、前 2 項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに係る埋立て等について、土砂等の崩落、飛散又は流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該取消しを受けた者に対し、土砂等の撤去その他必要な措置を講じるよう命ずることができる。

4 市長は、第 1 9 条の規定に違反して埋立て等を行った者に対し、6 月以内の期間を定めて埋立て等の停止を命ずることができる。

(措置命令等)

第 3 2 条 市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、埋立て等を行った者(当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該埋立て等を行う第 1 9 条又は第 2 2 条第 1 項の許可を受けた者に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、第 1 9 条又は第 2 2 条第 1 項の規定に違反して埋立て等を行った者(当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止、完了に伴う義務違反に対する措置命令)

第 3 3 条 市長は、第 2 9 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の規定に違反した者に対し、その埋立て等を停止し、又は埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 2 9 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の規定に違反した者が行った埋立て等に対し、土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、その埋立て等を停止し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(埋立て等に係る土地所有者の義務)

第 3 4 条 土地所有者は、第 2 0 条第 2 項の同意をしようとするときは、当該埋立て等に係る市長への申請内容を確認しなければならない。

2 第 2 0 条第 2 項の同意をした土地所有者は、当該埋立て等についてその状況を把握しなければならない。

3 第 2 0 条第 2 項の同意をした土地所有者は、当該埋立て等により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

第 3 5 条 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、土地所有者に対し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(地質検査等の報告)

第 3 6 条 第 1 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより定期的に、当該許可に係る埋立て区域の土壌についての地質検査及び当該埋立て事業区域外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(地位の承継)

第 3 7 条 第 1 9 条の許可を受けた者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出るとともに、埋立て行為に同意をした土地所有者等に通知しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第 3 8 条 第 1 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書類の一式を事務所に備え置き、当該埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止

上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第3節 家畜の管理

(家畜の管理義務)

第39条 家畜の飼養者は、家畜の種類、頭数等に応じた飼養施設を設け、悪臭の発生防止、病害虫の予防等に努めるとともに、ふん尿については飼養者の責任において適切に処理しなければならない。

2 家畜の飼養者は、当該家畜が不要となったとき又は死亡したときは、飼養者の責任において適切に処理しなければならない。

(違反時の措置)

第40条 市長は、前条の規定に違反することにより周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反者に対して飼養方法の改善その他必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。

第4節 愛玩動物の管理

(愛玩動物の管理義務)

第41条 愛玩動物の飼育者は、その動物の性質及び形状に応じた飼育施設を設け、人に危害を加えることのないよう適性な管理をするとともに、悪臭の発生防止、病害虫の予防等に努め、ふん尿については飼育者の責任において適切に処理しなければならない。

2 愛玩動物の飼育者は、当該愛玩動物が不要となったとき又は死亡したときは、飼育者の責任において適切に処理しなければならない。

(違反時の措置)

第42条 市長は、前条の規定に違反することにより周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反者に対して飼育方法の改善その他必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。

第5節 住環境への配慮

(宅地開発における配慮)

第43条 宅地開発(和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例(平成9年和泉市条例第8号)第2条第1号に規定する宅地開発をいう。)を行おうとする者は、将来入居者から生活環境についての苦情が生じないように配慮しなければならない。

第6節 電波障害の防止等

(放送電波の受信等)

第44条 建築主又は建築会社(以下「建築主等」という。)は、建築物を建設し、又は改築する場合においては、正常な放送電波の受信できるよう必要な措置を採るとともに、建築物により近隣住民の放送電波の受信に障害が生ずると予想されるときは、あらかじめ関係住民等と協議し、正常な放送電波を受信できるよう必要な措置を採らなければならない。

(違反時の措置)

第45条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して正常な放送電波の受信について必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。

第7節 空き地の管理

(空き地の管理義務)

第46条 空き地の所有者、占有者又は管理者(以下「空き地管理者」という。)は、空き地が雑草、廃棄物等(以下「雑草等」という。)の繁茂及び放置により不良状態とならないよう適正に管理し、常に良好な環境の保全に努めなければならない。

(違反時の措置)

第47条 市長は、前条の規定に違反して周辺的生活環境を著しく害していると認める場合は、当該違反者に対して雑草等の除去その他不良状態の改善について必要な措置を採るべきことを期限を定めて指導し、又は勧告することができる。

第8節 ため池等の危険防止

(災害等の防止)

第48条 ため池、野井戸及び野つぼ(以下「ため池等」という。)の所有者、占有者又は管理者(以下「ため池等管理者」という。)は、災害の未然防止とともに事故防止に努めなければならない。

(保護者の義務)

第49条 幼児、児童及び生徒(以下「幼児等」という。)の保護者は、幼児等がため池等に近づかないよう注意し、不慮の事故防止に努めなければならない。

(違反時の措置)

第50条 市長は、第48条の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。

第5章 緑化の推進

(公共の場所の緑化)

第51条 市長及び公共の場所の管理者は、その管理する場所における緑化計画を定め、樹木等の植栽に努めなければならない。

(緑化の啓発)

第52条 市長は、市民の緑化に関する意識の高揚に努めなければならない。

2 市民は、その所有し、占有し、又は管理する敷地に樹木等を植栽し、積極的に緑豊かな環境を育成するような努めなければならない。

(山林等の緑化推進)

第53条 山林等の所有者、占有者又は管理者は、立木を伐採したとき又は立木が枯死したときは、その跡地が荒廃しないよう緑化の推進に努めなければならない。

第6章 補則

(立入調査)

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に調査のため現場に立ち入らせ、関係者に対し説明若しくは報告を求め、又は必要な指示若しくは指導をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを関係者に提示しなければならない。

(公表)

第55条 市長は、この条例の規定による命令に従わない場合には、その者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条の規定に違反して埋立て等を行い、又は第22条の規定に違反して許可に係る事項を変更して許可に係る事項を変更して埋立て等を行った者

(2) 第31条第3項若しくは第4項、第32条第1項から第3項まで又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

第58条 第29条第2項、第30条第2項又は第37条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第59条 第54条第1項に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 和泉市生活環境の保全等に関する条例第4章第2節の規定は、施行日以後に申請のあった土砂類の処理について適用する。

3 施行日前に改正前の和泉市環境保全条例第28条の規定に基づき届出を行った者は、施行日から6月間は、第19条の許可を受けないで第4章第2節に規定する土砂類の処理を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請をした場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

(和泉市建築協定に関する条例の一部改正)

4 和泉市建築協定に関する条例(昭和59年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和泉市の環境保全条例(昭和57年和泉市条例第1号)第1条に規定する良好な環境の保全及び育成に関し」を「和泉市環境基本条例(平成11年和泉市条例第23号)の基本理念にかんがみ」に改める。

(和泉市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

5 和泉市ラブホテル建築規制条例(昭和57年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和泉市環境保全条例(昭和57年和泉市条例第1号)」を「和泉市環境基本条例(平成11年和泉市条例第23号)」に改める。

附 則 平成19年条例第17号

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の和泉市生活環境の保全等に関する条例(以下「旧条例」という。)第19条第1項又は第2項の規定による埋立行為又はその変更の許可を受けている者については、当該許可の有効期間に限り、改正後の和泉市生活環境の保全等に関する条例の規定を適用せず、旧条例の規定を適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。